

# いも及びでん粉をめぐる事情

平成21年7月

農林水産省

## 目 次

	ページ
1  でん粉原料用いもの位置付け .....	1
2  でん粉の需給及び用途 .....	2
3  国産でん粉をめぐる課題 .....	4
4  いもの生産状況 .....	6
5  いもでん粉工場の再編整備の状況 .....	12
6  コーンスターチ・糖化製品製造企業の状況 .....	13
7  でん粉に係る制度について .....	14
8  国内産いもでん粉の需要に応じた生産の推進 .....	16
9  でん粉の国境措置について .....	17
10 さとうきび・でん粉原料用かんしょの経営安定対策の対象者の考え方 .....	18
11  交付手続きの状況 .....	21
(参考) 国内産ばれいしょでん粉工場（H20年度）北海道 .....	23
(参考) 国内産かんしょでん粉工場（H20年度）鹿児島 .....	24

# 1 でん粉原料用いもの位置づけ

- でん粉原料用作物としてのばれいしょは北海道の、かんしょは南九州地方(鹿児島県及び宮崎県)の基幹作物。
- それぞれ地元のでん粉工場で加工されており、地域経済上も重要な役割。

## ○ 原料用ばれいしょの位置づけ (平成19年)

	栽培農家	栽培面積	農業産出額
北海道	27%	14%	12%

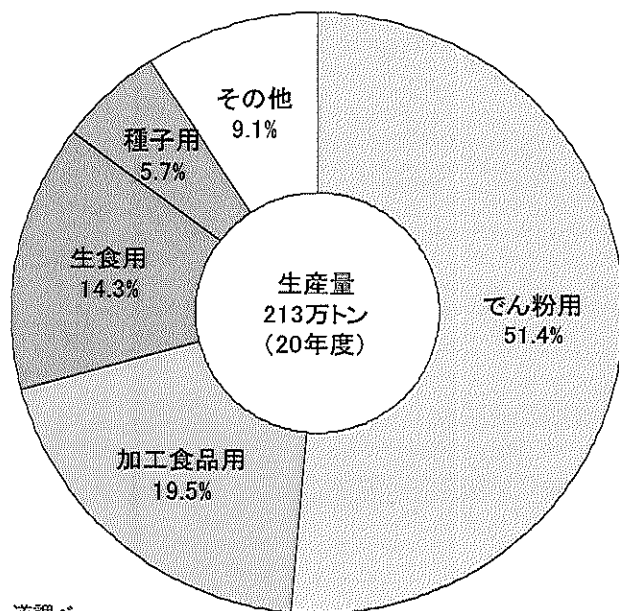
資料: 統計部、北海道調べ  
 注: 栽培面積は普通畑に占める割合。農業産出額は、耕種部門に占める割合である。

## ○ 原料用かんしょの位置づけ (平成19年)

	栽培農家	栽培面積	農業産出額
鹿児島県	21%	21%	11%

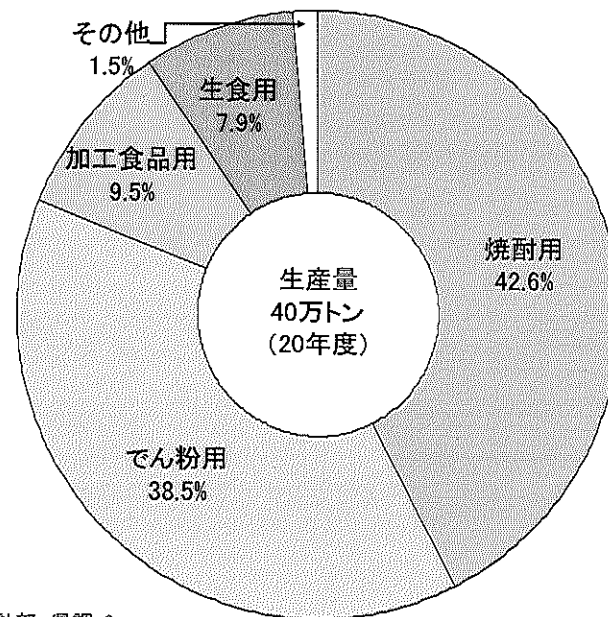
資料: 統計部、鹿児島県調べ  
 注: 栽培面積は普通畑に占める割合。農業産出額は、耕種部門に占める割合である。

## ○ ばれいしょの用途別仕向量 (北海道)



資料: 統計部、道調べ

## ○ かんしょの用途別仕向量 (鹿児島県)



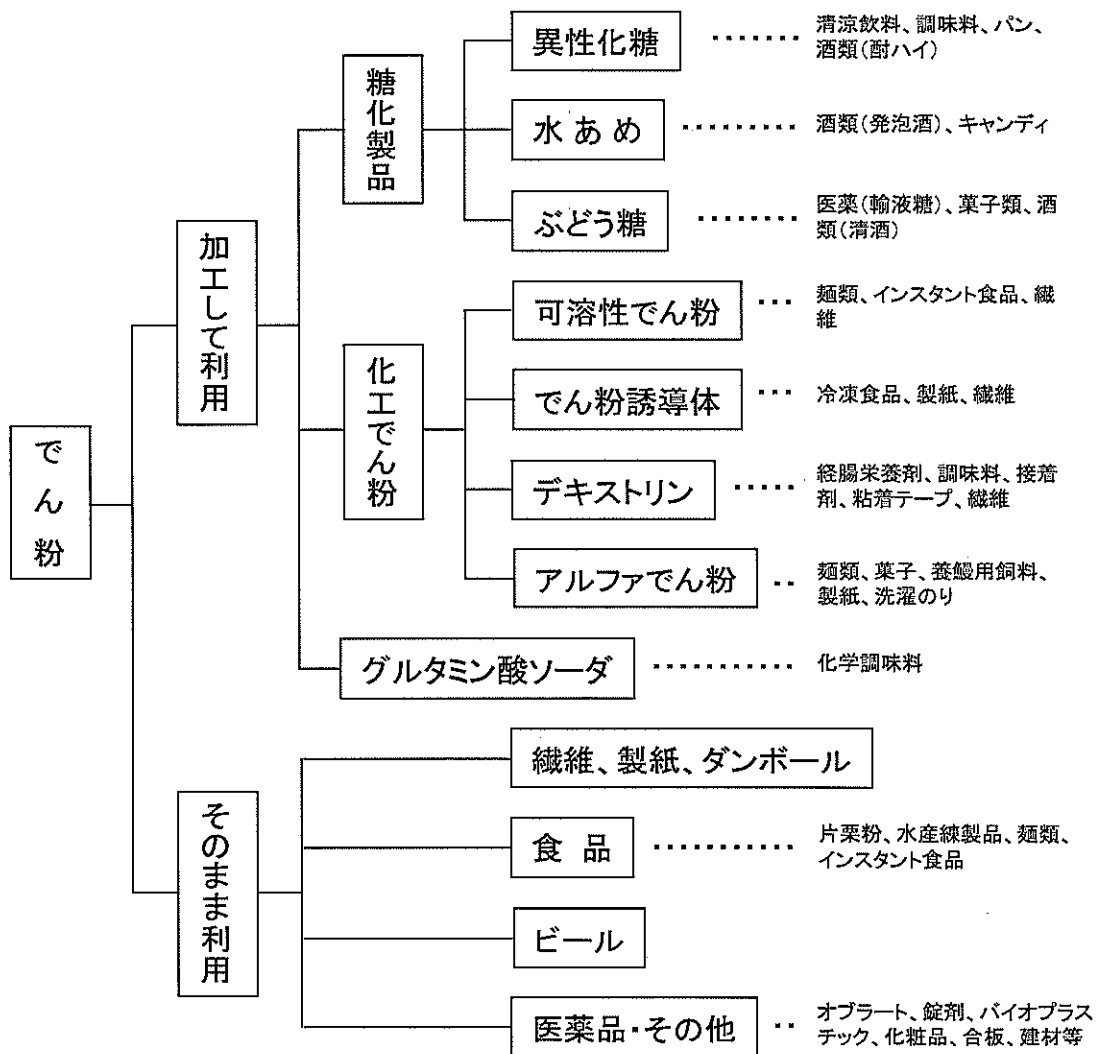
資料: 統計部、県調べ

## 2 でん粉の需給及び用途

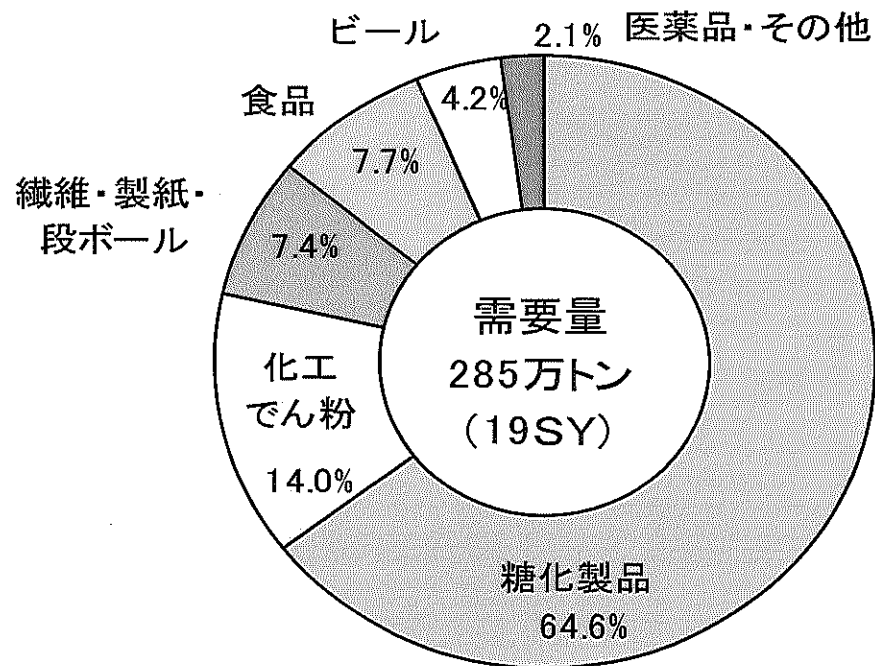
○ でん粉の需要量は約300万トンで、甘味料、ビール、水産練製品、製紙用のり等多岐にわたって使用。

### ○ でん粉の利用

#### (主な用途)



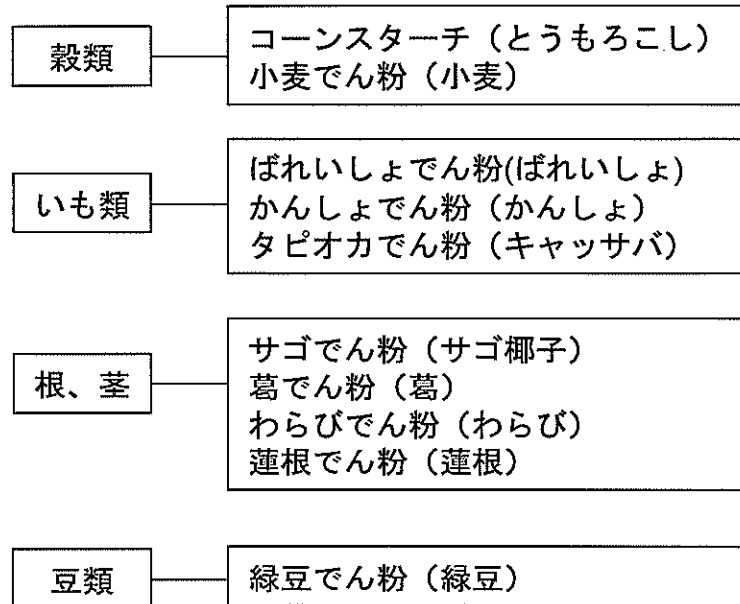
### ○ でん粉需要の用途別内訳



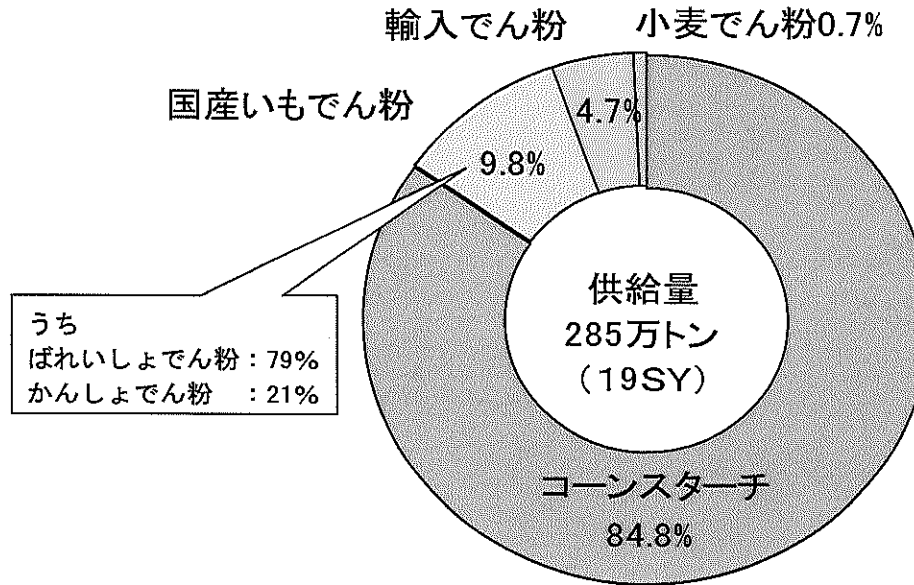
資料：農林水産省生産流通振興課調べ  
注：SYとは、当該年の10月1日から翌年の9月30日までの期間

○ でん粉供給量のうち約85%が輸入とうもろこしを原料とするコーンスターチであり、国内産いもでん粉は10%。

○ でん粉の種類と原料



○ でん粉供給の種類別内訳



資料：農林水産省生産流通振興課調べ  
注：SYとは、当該年の10月1日から翌年の9月30日までの期間。

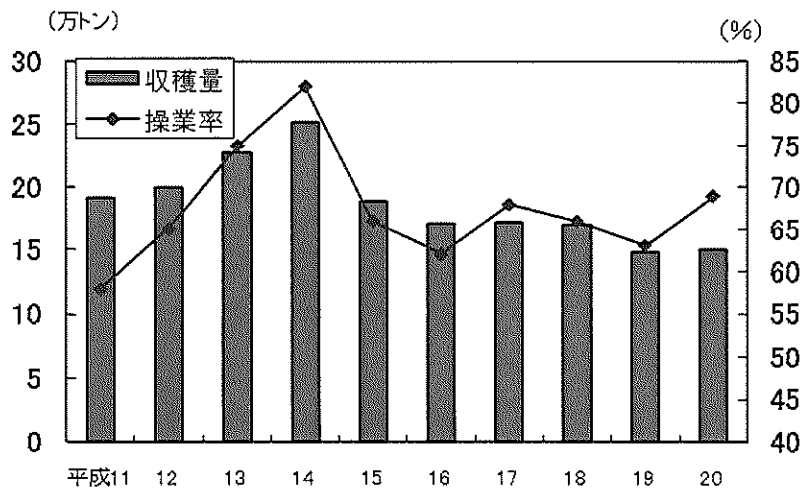
○ 主なでん粉の特性

種類	特性	主な用途
コーンスターチ	・粒径が小さく、リンの含有量が少ないため、糖化しやすい。 ・糊化した際の粘度の安定性が良く、接着力、粘液の浸透性が高い。	糖化製品、製紙・段ボール、ビール
馬鈴しょでん粉	・糊化温度が最も低く、透明度が高い。 ・粒が大きく、熱を加えてのりにした場合の粘性が大きいため、水の吸収力が高く、保水性に優れている。	片栗粉として揚げ物や中華料理のとろみ付け、練製品（ちくわ、かまぼこ等）、麺類（即席麺）
タピオカでん粉	・アミロース含有量が他のでん粉に比べて低いため、粘性、接着性に優れている。	糖化製品、冷凍食品、接着剤

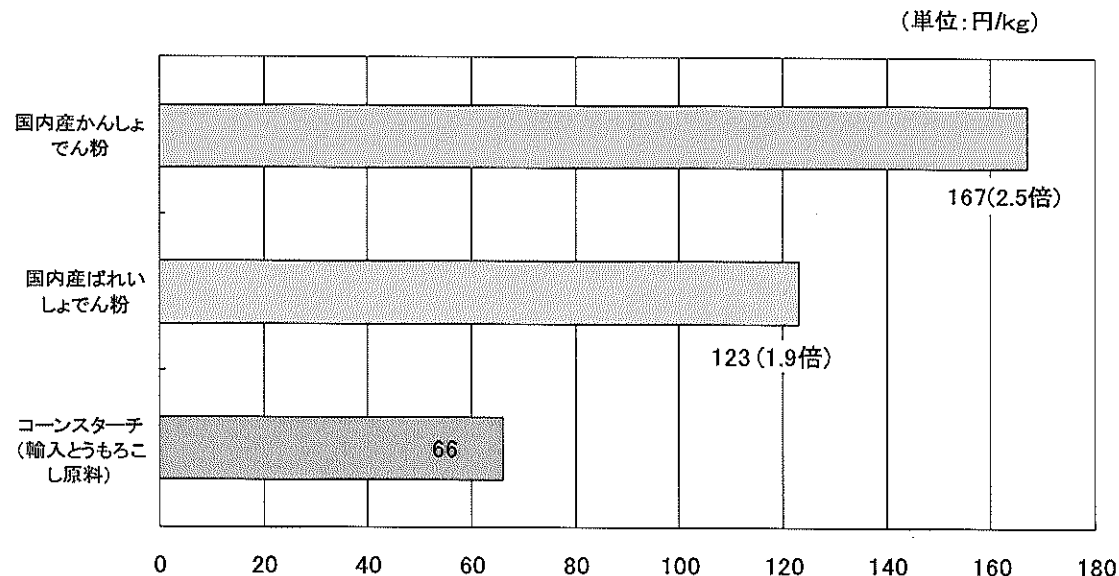
### 3 国産でん粉をめぐる課題

- 近年、焼耐用かんしょ需要の増加等からでん粉原料用のかんしょ集荷量が減少しており、工場の操業率が低下。
- 内外価格差はばれいしょでん粉で1.9倍、かんしょでん粉で2.5倍。原料及びでん粉の各生産段階においてコスト低減、安定的生産が課題。

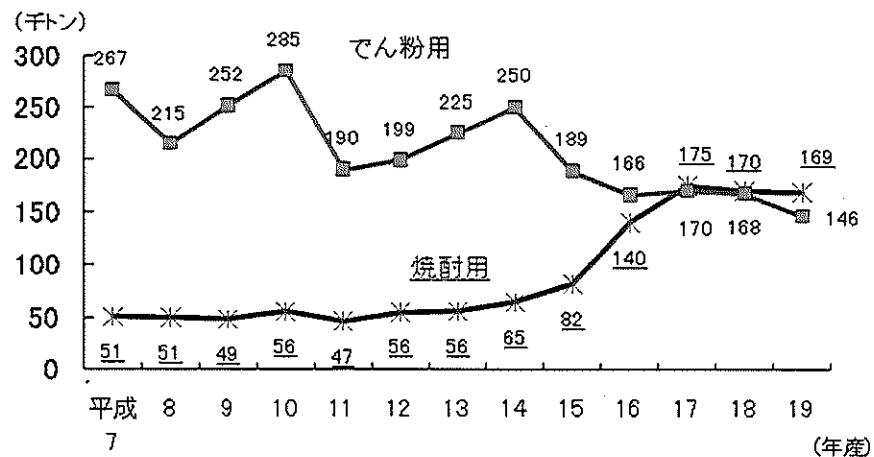
○ でん粉原料用かんしょ収穫量及び  
でん粉工場の操業率の推移（南九州）



○ 内外価格差の現状(19SY)



○ でん粉原料用及び焼耐用かんしょの推移（鹿児島県）



資料：農林水産省生産流通振興課調べ

注：1. 国内産いもでん粉はコスト価格。

2. コーンスターチ価格は、とうもろこしの平均輸入価格に調整金を加えた額の平均。

資料：都道府県報告による農林水産省生産流通振興課調べ

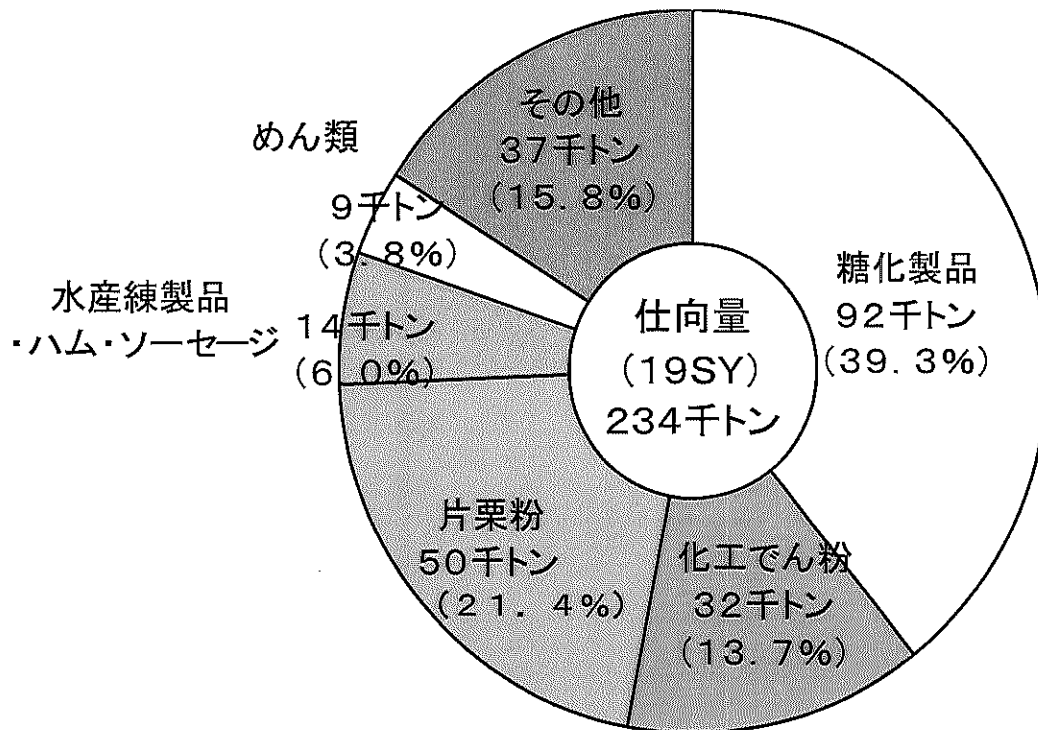
○ 国産いもでん粉の主な用途は、

①ばれいしょでん粉は、糖化製品用が39%、化工でん粉用が14%、片栗粉用が21%。

②かんしょでん粉は、糖化製品用が77%、菓子類・めん類・水産練製品・調味料が16%。

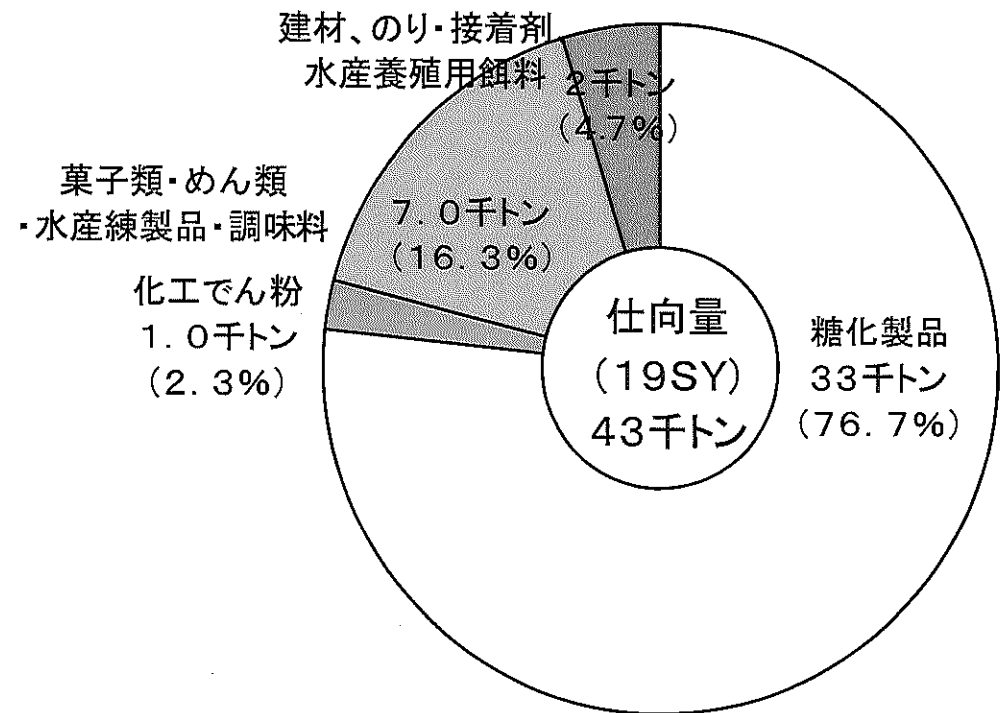
○ でん粉価格調整制度の下で、糖化製品用以外への用途拡大努力が必要。

○ ばれいしょでん粉の用途別仕向け量



資料：農林水産省生産流通振興課調べ

○ かんしょでん粉の用途別仕向け量



資料：農林水産省生産流通振興課調べ

#### 4 いもの生産状況

##### (1) ばれいしょの生産状況

- 作付面積は、他作物への転換等により、20年産は55.2千haと前年に比べ1,700ha（3%）減少。
- 単収は、近年、10a当たり4トン前後で推移。20年産の単収は、7月の日照不足、8月から9月の降雨不足の影響により小玉傾向となったことから3,860kg/10aとなり、平年比97%。
- この結果、収穫量は2,131千トンと、前年に比べ111千トン（5%）減少。
- でん粉歩留りは、近年、21%前後で推移。ばれいしょでん粉生産量は223千トンと前年比94%

##### ○ばれいしょの生産状況等(北海道)

年産	作付面積	単収	収穫量			歩留り	でん粉 生産量	作付農家 戸数	一戸当たり 作付面積	全算入 生産費	労働時間
			千トン	でん粉用 千トン	生食・加工 食品用等 千トン						
	千ha	Kg/10a	千トン	千トン	千トン	%	千トン	千戸	ha	円/10a	時間/10a
12	59.1	3,660	2,161	1,023	1,138	20.5	210	20.6	2.86	67,661	8.28
13	58.2	3,910	2,278	1,142	1,136	20.4	234	19.6	2.97	69,011	8.42
14	57.9	4,060	2,349	1,224	1,125	20.6	252	19.2	3.02	70,916	8.74
15	55.6	4,110	2,286	1,155	1,131	21.3	245	19.1	2.91	71,849	8.61
16	55.4	4,040	2,235	1,107	1,128	21.9	242	18.9	2.93	71,441	8.47
17	55.7	3,860	2,150	1,062	1,086	21.8	231	17.1	3.26	70,773	8.08
18	55.7	3,630	2,022	945	1,077	21.9	207	16.6	3.40	71,322	7.90
19	56.9	3,940	2,242	1,120	1,122	21.3	238	15.9	3.58	71,393	79.0
20	55.2	3,860	2,131	1,019	1,112	21.9	223	15.4	3.58	—	—

- 注：1. 作付面積、単収及び収穫量については、統計部「野菜生産出荷統計」による。  
 2. 収穫量のうちでん粉原料用及び生食・加工食品用等並びに歩留り、でん粉生産量については、生産流通振興課調べ。  
 3. 生食・加工食品用等とは、市場販売用、加工食品用、農家保有（食用、飼料用、種子用）、販売種子、その他、消耗をいう。  
 4. 作付農家戸数及び一戸当たり作付面積は北海道庁調べ（推計値）。  
 5. 生産費については、統計部「農業経営統計調査報告」による。  
 6. 「全算入生産費」とは、生産に要した物財費と労働費の費用合計から副産物価額を控除したものに、支払利子及び支払地代、さらに実際には支払いの伴わない自己資本利子及び自作地地代を算入したものである。  
 7. 労働時間は直接労働時間である。

## (2) ばれいしょの生産対策の推進

○ 平成17年3月に決定された、新たな食料・農業・農村基本計画においては、

ア 食品産業との連携強化、加工適性の高い品種の育成・普及、原料の安定供給等により、加工食品用の生産を拡大

イ 新たな高品質省力栽培技術の確立等により、生食・加工食品用の品質向上を図りつつ、労働時間を2割程度低減が農業者その他の関係者が積極的に取り組むべき課題として整理。

○ こうした課題に対応していくために、次のような取組を推進。

ア 加工適性の高い品種の導入

- ・ 加工食品用ばれいしょ品種の開発を加速化するため、育種の段階から実需者、研究者、産地等が参画した加工適性品種の評価体制を整備、評価に基づいた新品種の普及促進等の取組を強化。
- ・ 調理がしやすく加工歩留りが高い、目の浅い品種の普及を推進。

イ 実需者のニーズに応じた供給体制の整備

需要が拡大している加工食品用について、定温定湿貯蔵やリレー出荷による周年供給体制を整備。

### ○食料・農業・農村基本計画における生産努力目標

	平成15年度	平成19年度	平成27年度
生産量(万トン)	293	287	303
10a当たり収量(kg)	3,330	3,290	3,777
作付面積(万ha)	8.8	8.7	8.1
自給率(%)	80	77	84

### ○ばれいしょ加工適性研究会開催状況

年度	開催回数	評価品種数	用途別				
			ポテトチップ <sup>°</sup>	フレンチフライ	コロッケ	サラダ <sup>°</sup>	チルト <sup>°</sup>
			16	2	19	2	4
17	2	16	4	1	7	12	8
18	2	19	5	2	7	12	9
19	1	10	4	4	6	7	7
20	1	16	4	5	8	9	9

注：21年度は平成22年2月に開催予定。

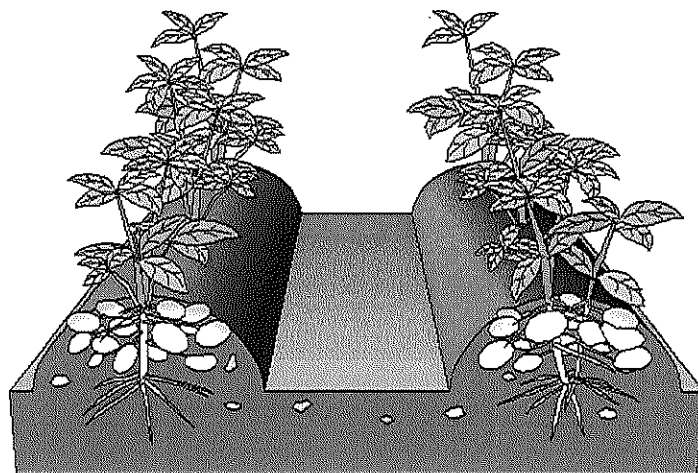
ウ 加工用ばれいしょ生産における高品質・省力化の推進

- ・ 省力的で収穫時にばれいしょに傷がつきにくい機械化栽培体系（ソイルコンディショニング栽培体系）の確立・普及により労働時間を2割程度低減。
- ・ 播種前の選別・切断作業が不要で、収穫物の揃いがよくなることが期待される小粒種いもの生産技術の確立・普及を推進。

○ソイルコンディショニング栽培体系

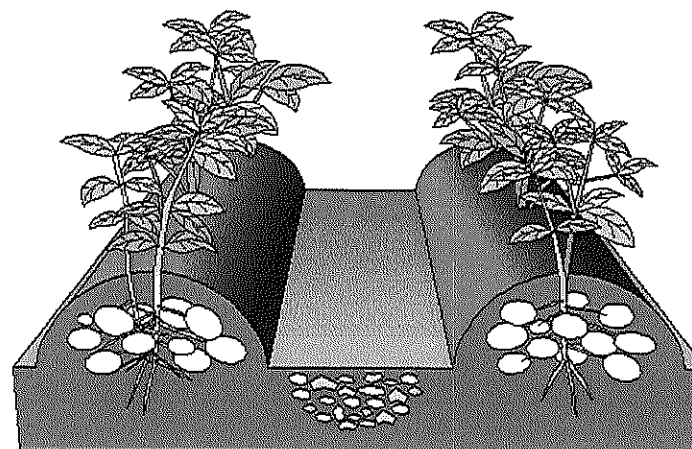
植え付け前に土壌中から収穫の障害になる土塊・石れきを除去することにより、収穫作業が効率的に行えるとともに、収穫時にばれいしょの打撲が減少し、品質が向上。

現行体系



- いもの肥大・大きさが不均一
- いもの変形が多い
- 緑化いもの多い

ソイルコンディショニング栽培体系



- 培土をしないためいもを痛めない
- いもの肥大・大きさが均一
- いもの変形が少ない
- 緑化いものが少ない

### (3) かんしょの生産状況

- 作付面積は、減少傾向で推移してきたが、焼酎用需要等の増加に伴い近年増加傾向で、20年産においては17.3千haと前年に比べ0.3千ha（2%）増加。
- 単収は、近年10a当たり3トン前後で推移。20年産の単収は、鹿児島県で8月中旬以降おおむね天候に恵まれたものの、秋口の最低気温が高く、いもの肥大が進まなかったことから2,660kg/10aとなり、平年比93%。
- 収穫量は461千トンと前年に比べ18千トン（4%）増加。
- でん粉歩留りは、近年、30%前後で推移。かんしょでん粉生産量は46千トンと前年比102%。

#### ○かんしょの生産状況等(南九州)

年産	作付面積	単収	収穫量			歩留り	でん粉生産量	作付農家戸数	一戸当たり作付面積	全算入生産費	労働時間
			千トン	でん粉用 千トン	生食・加工 食品用等 千トン						
12	15.3	2,770	425	200	224	30.3	61	31.1	0.49	125,893	63.73
13	14.7	3,060	450	227	222	29.8	68	29.8	0.49	126,511	62.46
14	13.9	3,220	448	252	196	30.4	76	27.9	0.50	124,410	62.13
15	13.9	2,830	393	189	202	30.2	57	24.7	0.56	123,500	60.46
16	14.9	2,950	437	168	265	29.1	49	26.3	0.56	122,507	58.74
17	15.9	3,060	487	170	315	30.9	52	24.7	0.64	122,618	57.72
18	16.6	2,850	472	168	304	31.5	53	23.0	0.72	123,293	56.50
19	17.0	2,610	443	145	298	31.2	45	21.1	0.81	133,942	61.43
20	17.3	2,660	461	151	310	30.2	46	20.6	0.84	—	—

- 注：1. 作付面積、単収及び収穫量については、統計部「作物統計」による。  
 2. 収穫量のうちでん粉原料用及び生食・加工食品用等並びに歩留り、でん粉生産量については、生産流通振興課調べ。  
 3. 生食・加工食品用等とは、市場販売用、加工食品用、農家保有（食用、飼料用、種子用）、アルコール用、その他、減耗をいう。  
 4. 作付農家戸数及び一戸当たり作付面積は各県庁調べ（推計値）。  
 5. 生産費については、統計部「農業経営統計調査報告」による。  
 6. 「全算入生産費」とは、生産に要した物財費と労働費の費用合計から副産物価額を控除したものに、支払利子及び支払地代、さらに実際には支払いの伴わない自己資本利子及び自作地地代を算入したものである。  
 7. 労働時間は直接労働時間である。

#### (4) かんしょの生産対策の推進

○ 平成17年3月に決定された、新たな食料・農業・農村基本計画においては、

ア 食品産業との連携強化、加工適性の高い品種の育成・普及、原料の安定供給等により、焼酎等の加工食品用の生産を拡大

イ 担い手の生産規模の拡大、機械化一貫体系の確立等により、労働時間を4割程度低減

が農業者その他の関係者が積極的に取り組むべき課題として整理。

○ こうした課題に対応していくために、次のような取組を推進。

ア 加工適性の高い品種の導入

- ・ 加工食品用かんしょ品種の開発を加速化するため、育種の段階から実需者、研究者、産地等が参画した加工適性品種の評価体制を整備、評価に基づいた新品種の普及促進等の取組を強化。

- ・ 加工食品用についても、ウイルスフリー苗の導入による高品質化を推進。

イ 実需者のニーズに応じた供給体制の整備

需要が拡大している焼酎用について、供給期間の拡大のため、生鮮に加え、冷蔵、冷凍を組み合わせた供給体制を整備。

#### ○食料・農業・農村基本計画における生産努力目標と実績

	平成15年度	平成19年度	平成27年度
生産量(万トン)	94	101	99
10a当たり収量(kg)	2,370	2,480	2,700
作付面積(万ha)	4.0	4.1	3.7
自給率(%)	94	96	97

注：平成20年度の自給率は概算値である。

#### ○かんしょ品質評価研究会開催状況


年度	開催回数	評価品種数										
		用途別										
		焼きいも	干しいも	ペースト	いもようかん	大学いも	ケンピ	チップ	用途開発	惣菜	パウダー	
16	2	11	6	3	7	5	4	8	3	4	1	
17	1	11	5	6	12	0	7	0	8	2	5	1
18	1	16	6	8	8	8	8	2	9	1	0	1
19	1	14	8	7	8	8	8	5	5	0	0	1
20	1	14	7	7	7	7	7	0	6	0	0	1

注：21年度は平成22年1月に開催予定。

ウ 高性能作業機械等の導入による省力化の推進

- ・ 農地利用集積による担い手の規模拡大を図るとともに、担い手がない地域では、生産組織や農作業受託組織の育成を通じて、地域の実情に応じた生産体制を確立。
- ・ 育成された担い手等に対して、かんしょ挿苗機、茎葉処理・諸梗引き抜き機、ハーベスタを核とした機械化一貫体系の導入を推進し、労働時間を4割程度低減。

○省力機械化体系

作業名	育苗・採苗	植付作業	つる切り	収穫作業
現行体系	・農家ごとの育苗・採苗	・手作業による植付 	・手作業によるつる切り ・乗用型茎葉処理機によるつる切り 	・ディガーによる掘り起こし ・手作業による收拾 
省力機械化体系	・共同育苗(外部化)	・挿苗機による植付 	・茎葉処理・諸梗引き抜き機によるつる切り 	・ハーベスタによる収穫 

## 5 いもでん粉工場の再編整備の状況

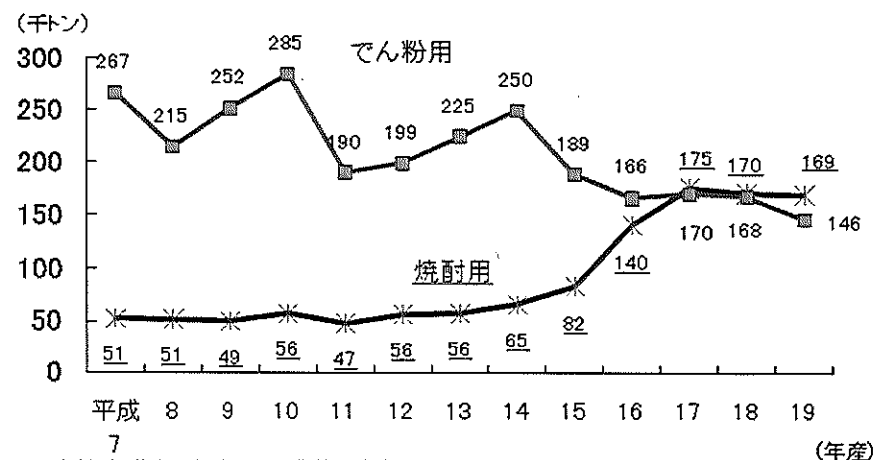
- 国内産いもでん粉工場にあっては、平成6年10月のウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、平成7年度から12年度の6年間で再編を実施。
- しかしながら、かんしょでん粉工場にあっては、当時の再編が十分ではなかったことに加え、近年の焼酎用需要の大幅な増加等により、原料用いもの集荷数量が著しく減少し、操業度が大幅に低下しており、このままではかんしょでん粉工場の経営が危ぶまれる状況。
- このため、いもでん粉工場については、原料に見合った生産体制にするため、平成18年度から20年度までの間に、いもでん粉工場再編整備事業を実施し、工場の再編を支援。

### ○かんしょでん粉工場の操業率の状況

	6年 度末	12年 度末	17年 度末	18年 度末	19年 度末	20年 度末
工場数	71	40	33	28	23	21
操業率(%)	54	64	61	62	63	69

資料:生産流通振興課調べ

### ○かんしょの用途別消費量(でん粉原料用、焼酎用)の推移



資料:都道府県報告による農林水産省生産流通振興課調べ

### ○ いもでん粉工場再編整備事業

平成17年度末で61%に低下しているかんしょでん粉工場の操業率を100%に向上させることを目標に、現在のかんしょでん粉工場数を半分程度に再編・統合。

再編工場に係る製造・排水施設の撤去及び埋め戻し、設備の処分にかかる経費の1/3を助成(別途県の助成措置あり)。

事業期間:平成18年度～20年度 予算額:736百万円

## 6 コーンスターチ・糖化製品製造企業の状況

- コーンスターチ・糖化製品製造企業は、23社29工場で、コーンスターチ及びぶどう糖、水あめ、異性化糖(果糖とぶどう糖が混合した液糖)等の糖化製品を供給。
- これらの企業は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の下で、国内産いもでん粉及びでん粉原料用いもの生産を支えるためのでん粉調整金を負担しているほか、国内産糖及び甘味資源作物(てん菜・さとうきび)の生産を支える財源の一部である異性化糖調整金を負担。
- また、これらの企業は、でん粉価格調整制度の対象である国内産いもでん粉の大宗を占める糖化製品用でん粉の受け入れ先となっている。
- これらの企業は、現在、原料とうもろこしや原油の高騰等により製造コストが急上昇するなど厳しい経営環境下にある。

### ○コーンスターチ・糖化製品製造企業数等の推移

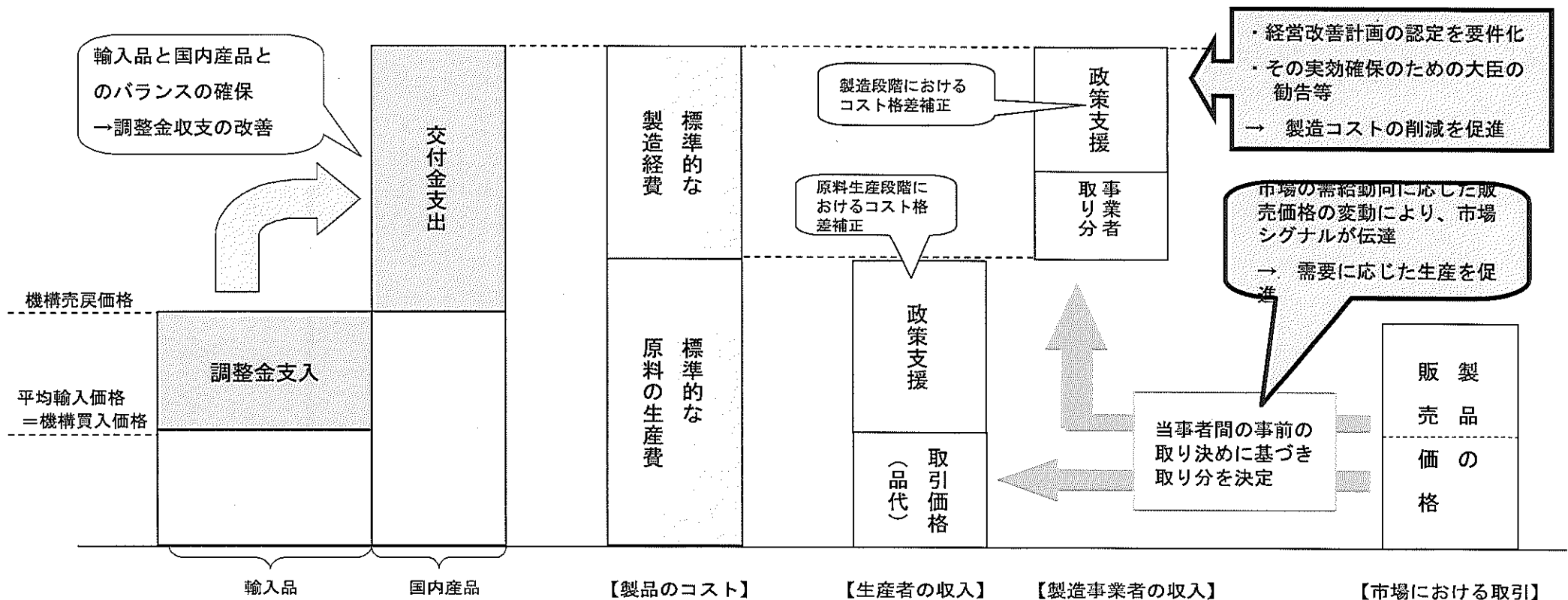
	平成2年度	7	12	16	17	18	19	20
企業数 (工場数)	31 (41)	31 (39)	28 (35)	25 (32)	25 (32)	25 (32)	23 (29)	23 (29)
売上高(億円)	3,136	2,960	2,960	3,021	3,115	3,221	3,142	—
従業員数(人)	3,156	3,239	3,010	2,535	2,556	2,609	2,524	—

注：売上高、従業員数は、主要19社（14年以前は20社）のでん粉関連部門の数値である。

## 7 でん粉に係る制度について

### (1) 制度の基本的な仕組みと考え方について

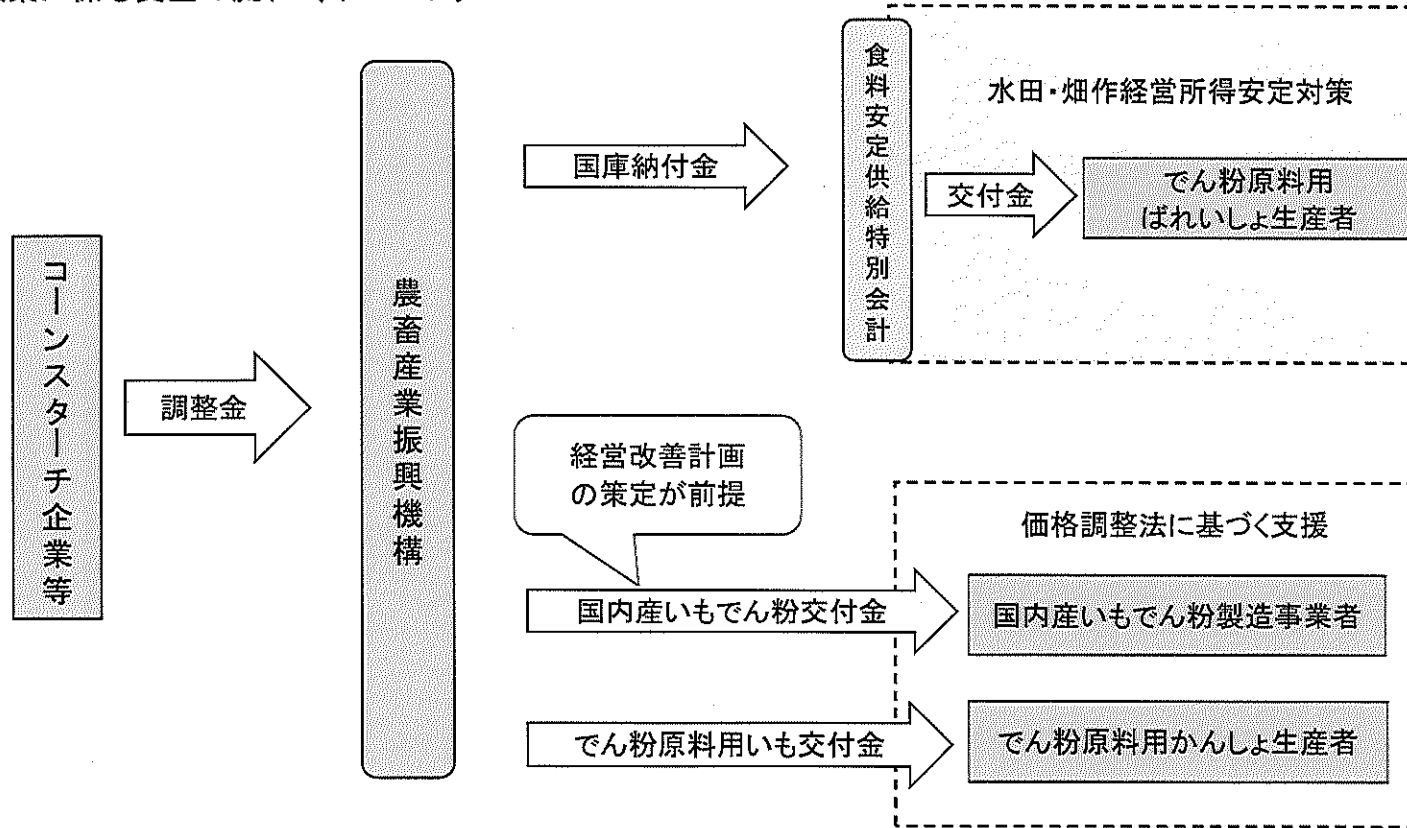
- でん粉については、価格調整制度の下、コーンスターチ用輸入とうもろこしを原料として製造されるコーンスターチ等と国内産いもでん粉との内外コスト格差を是正するため、
  - ① コーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、
  - ② これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対する政策支援を実施している。
- 原料作物の取引価格は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式（収入分配方式）により形成。



## (2) 政策支援における資金の流れ等

- でん粉原料用かんしょに係る政策支援、製造事業者に対する政策支援は、農畜産業振興機構において、価格調整法に基づく支援として実施。
- でん粉原料用ばれいしょに係る政策支援は、国において、麦・大豆等とともに、担い手の経営安定を図る水田・畑作経営所得安定対策として実施。その際、農畜産業振興機構から国庫へ調整金の一部を納付し、これらの政策支援の財源に充当。

○政策に係る資金の流れ（イメージ）



## 8 国内産いもでん粉の需要に応じた生産の推進

- 平成20年7月及び平成21年2月に開催された「でん粉に関する協議会」において、21でん粉年度の価格調整制度の円滑な運営を図るため、政策支援対象として見込むべき国内産いもでん粉及びでん粉原料用いもの数量の算定の前提となるでん粉の総需給の見通し及び国内産いもでん粉の需要量について協議。
- その結果、21でん粉年度における国内産いもでん粉の需要量は、ばれいしょでん粉24万トン、かんしょでん粉6万トンの計30万トン。このうち政策支援の対象となる国内産いもでん粉は、ばれいしょでん粉13.5万トン、かんしょでん粉6万トンの計19.5万トンで合意。
- 産地においては、合意された需要量の範囲内で計画生産を推進。

○平成21でん粉年度における国内産いもでん粉需給の見通し

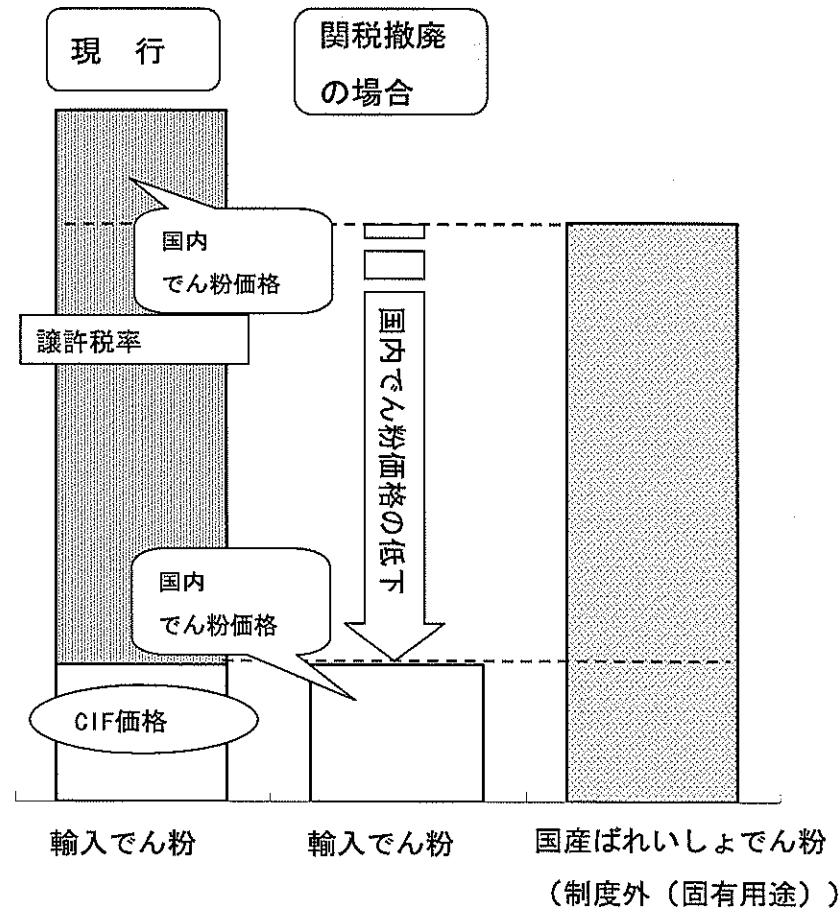
(単位：千トン)

			かんしょでん粉	ばれいしょでん粉	計
需要	交付金 対象 用途	糖化製品	60	135	195
		化工でん粉			
		その他			
	その他の用途		0	105	105
計		60	240	300	
供給	前期からの繰越		1	26	27
	生産量		60	240	300
	計		61	266	327
次期への繰越			1	26	27

## 9 でん粉の国境措置について

- でん粉の国境措置は、高水準。糖価調整制度及び関税割当制度の適切な運用により国内生産を維持。
- 仮にWTO、EPA等により国境措置が大幅に引き下げられると、調整金収入の減少及び国内価格の低下により甚大な影響。

### ○でん粉の国境措置



※ 制度内の国産いもでん粉についても、関税撤廃されると、支援財源である調整金の徴収が困難となることから、国内生産は壊滅。

# 10 さとうきび・でん粉原料用かんしょの経営安定対策の対象者の考え方

○ さとうきび及びでん粉原料用かんしょの経営安定対策は、零細な生産構造や地理的な制約等を踏まえ、認定農業者等や一定の作業規模を有する者のほか、共同利用組織に参加している者や基幹作業を委託している者も対象者として位置付け。

①認定農業者、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織

②一定の作業規模を有する者

③上記のほか、

(i)一定の作業規模を有する共同利用組織に参加している者

(ii)①②に該当する者、一定の作業規模を有する受託組織・サービス事業体に基幹作業を委託している者

④地域の実情に配慮し、受託組織等が存在しない地域についての特例を設定(県知事からの申請に基づき国が別途基準を設定)

○ 一定の作業規模(収穫作業)の具体的水準

	個人	組織
さとうきび	1ha	4.5ha
かんしょ	0.5ha	3.5ha

(注)作業規模に算入する面積は、経営面積(収穫作業を自ら行う部分)+収穫作業の受託面積

当分の間、以下のいずれか1作業

【さとうきび】

①耕起・整地、②株出管理、③植付け、④収穫

【かんしょ】

①育苗、②耕起・整地、③畝立て・マルチ、④植付け、⑤収穫

【受託組織等が存在しない地域における特例】

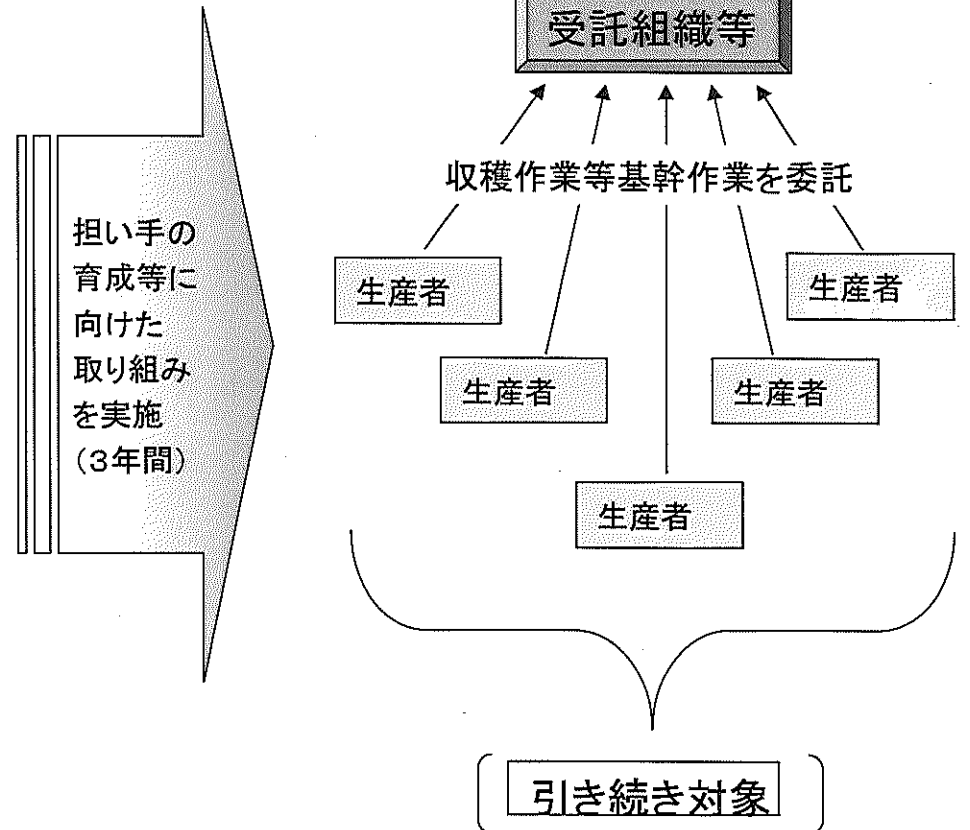
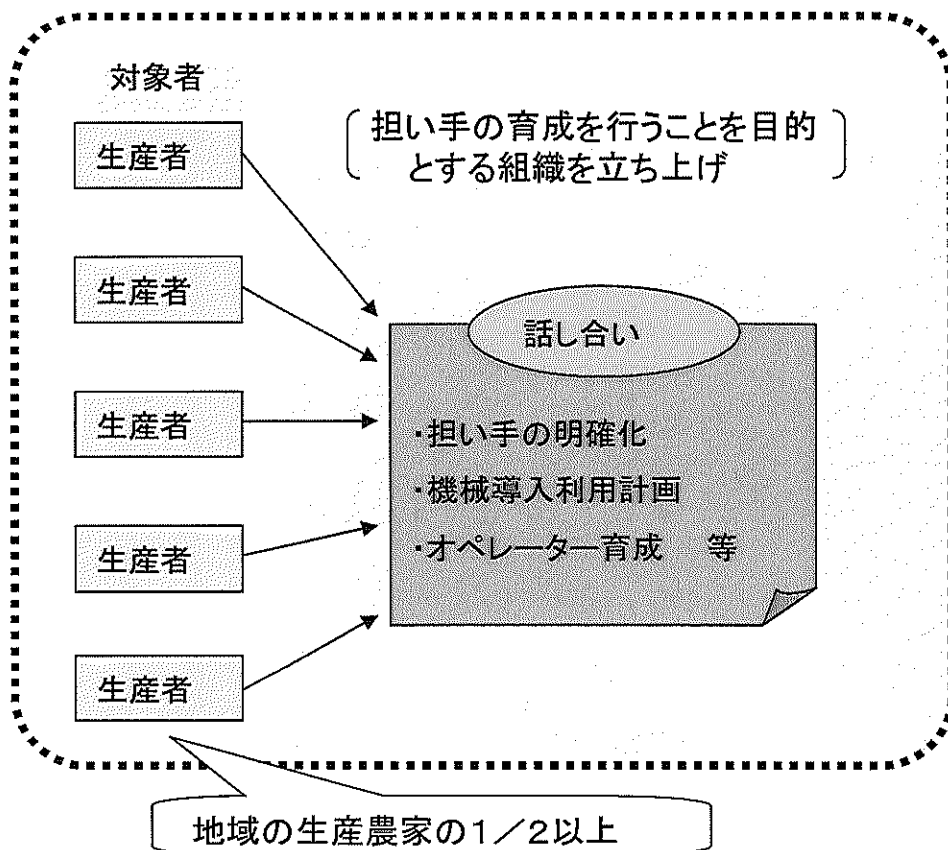
3年間(平成19年度から21年度まで)に限って、地域の生産農家の2分の1以上が参加して、受託組織等の生産体制の核となる担い手の育成を行うことを目的とする組織に参加する者を対象とすることができる。

<特例の考え方>

- 地域の実情に配慮し、3年間(平成19年度から21年度まで)に限り、対象要件の特例を設定。
- 具体的には、受託組織等が存在しない地域において、地域のさとうきび・でん粉原料用かんしょ生産農家の1/2以上が参加して、受託組織等の生産体制の核となる担い手の育成を行うことを目的とする組織に参加する者を対象としている。

受託組織等が存在しない地域

— 対象者 (3年間に限り) —



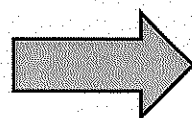
<対象生産者要件の運用改善>

○ さとうきび及びでん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策の要件について、特例適用農家の本則要件への移行を加速化するため、産地の要望を踏まえて、平成20年12月から対象生産者要件の運用改善を実施。

受託者となれる認定農業者の要件

【さとうきび、かんしょ共通】

基幹作業の受託者となれるのは、さとうきび及びでん粉原料用かんしょの生産者のみ

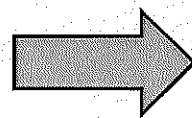


すべての認定農業者に拡大

収穫作業を委託する場合の取り扱い

【さとうきび】

刈倒し、脱葉、搬出のすべてを委託する必要

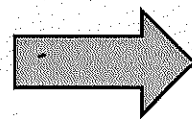


刈倒し又は搬出の委託で可

※ ケーンハーベスタが入れない場合に限る。

【かんしょ】

掘り起こし、収集、搬出のすべてを委託する必要



掘り起こしのみの委託で可

※ ポテトハーベスタが普及するまでの当面の間。

※ 基幹作業の追加等の要望については、本年夏頃の見直しにおいて検討。

## 1.1 交付手続きの状況

### (1) 交付対象要件の確認

- 20年産の交付対象要件の確認申請については、制度開始2年目であったこともあり、1年目に比べ円滑に事務が終了。
- 19年産に比べ、対象農業者は1,541人減少。(▲14.6%)

#### ○ 対象要件の確認申請状況(平成20年産)

県名	① 認定農業者等 (B-1)	② 一定の作業規模を有する者 (B-2)	③ 共同利用組織への参加者・基幹作業委託者 (B-3,B-4)	④ 特例(担い手育成組織への参加者) (B-5)	計
宮崎県	15 (10%)	99 (66%)	35 (23%)	0 (0%)	149 (100%)
鹿児島県	751 (8%)	4,645 (53%)	372 (4%)	3,078 (35%)	8,846 (100%)
計	766 (9%)	4,744 (53%)	407 (5%)	3,078 (34%)	8,995 (100%)

資料:農畜産業振興機構

注:平成21年3月16日現在

#### (参考) 対象要件の確認申請状況(平成19年産)

県名	① 認定農業者等 (B-1)	② 一定の作業規模を有する者 (B-2)	③ 共同利用組織への参加者・基幹作業委託者 (B-3,B-4)	④ 特例(担い手育成組織への参加者) (B-5)	計
宮崎県	20 (11%)	123 (66%)	43 (23%)	0 (0%)	186 (100%)
鹿児島県	780 (8%)	5,077 (49%)	378 (4%)	4,115 (39%)	10,350 (100%)
計	800 (8%)	5,200 (49%)	421 (4%)	4,115 (39%)	10,536 (100%)

## (2) 支払い手続きの改善に向けた取組状況

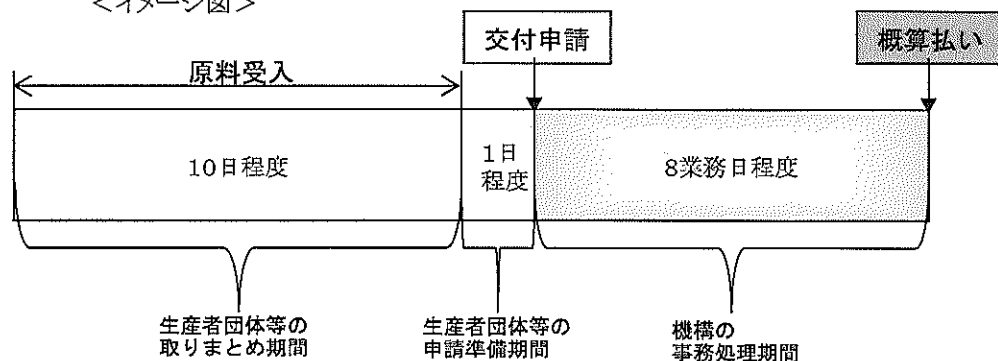
- 交付金の支払い手続きの改善については、平成19年9月に関係者（生産者団体、機構、国）からなる「さとうきび及びでん粉原料用かんしょに係る交付金の支払手続きに関する協議会」を立ち上げ、検討を実施。
- 平成20年度以降、①機構の概算払を申請後8業務日から7業務日に短縮、②概算払の割合を8割から9割に引上げ、③要件審査申請書の添付書類を大幅（約6割）に削減すること等について合意。
- 更なる改善に向けて、今後も検討を継続。

### ○ 交付金の支払時期(19年度)

#### ① 概算払い

- ・ 月3回申請日を設け、生産者団体は、概ね10日ごとに売渡数量を取りまとめ、1日程度の申請準備期間を経た上で、機構に対して交付申請。
- ・ 機構は、交付申請後、概ね8業務日で交付金額の8割相当を概算払いとして支払い。

<イメージ図>



#### ② 精算払い

- ・ 生産者団体は、地域（工場）におけるすべての売渡しが終了してから1カ月以内に機構に精算払いを請求。
- ・ 機構は、精算払請求が行われてから概ね1カ月後に概算払いとの差額について精算、支払い。

20年度～

#### 1. 機構の概算払を8業務日→7業務日に短縮

※ 申請期限の厳守、交付申請書の差替・変更の減少が条件。

#### 2. 概算払を8割相当分→9割相当分に引上げ

※ 10割概算払については、20年度以降の事務処理状況を踏まえ、検討。

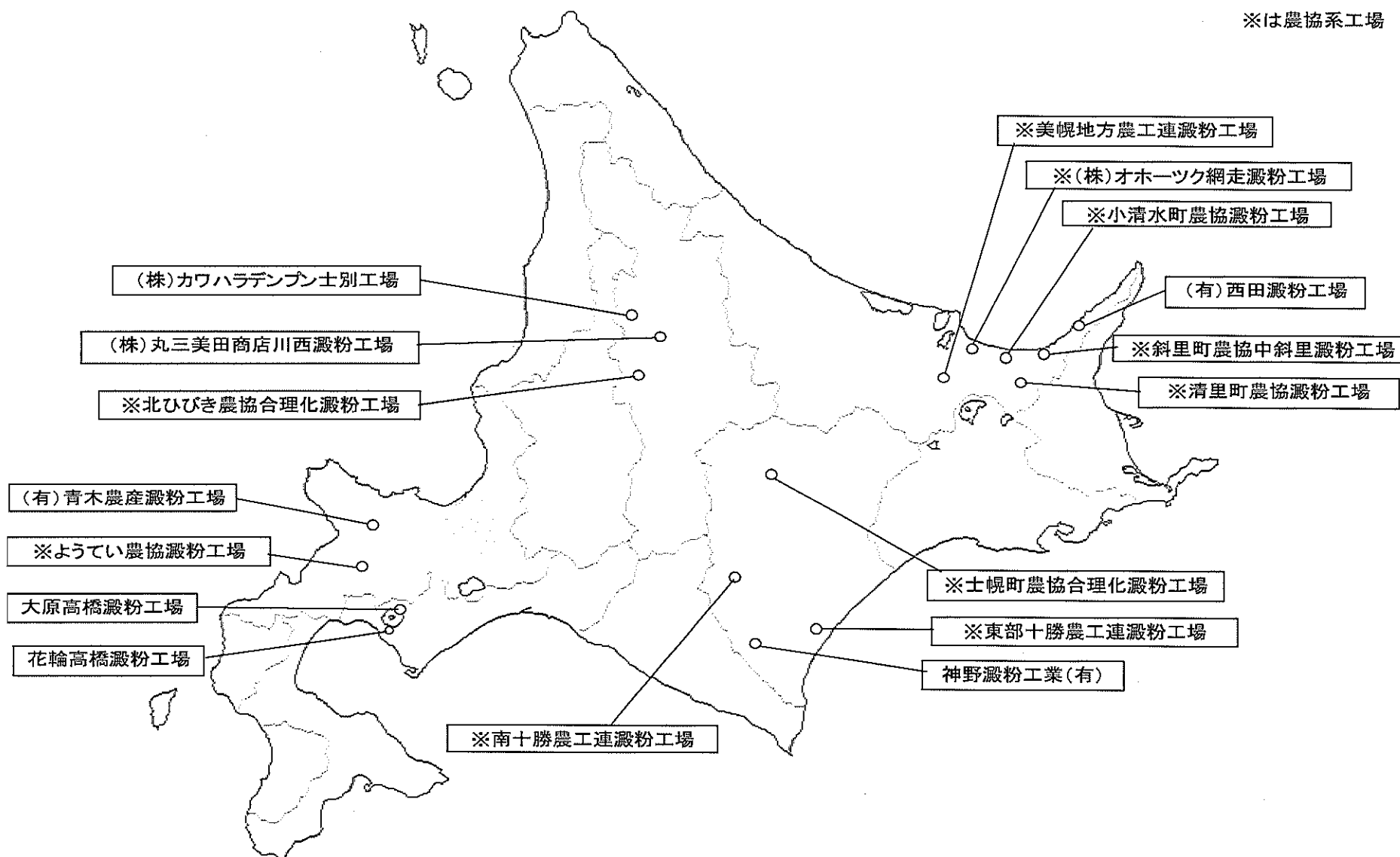
#### 3. 申請手続きの大幅な簡素化等

(添付書類の省略(平均11.2枚→4.2枚へ6割程度の削減)、申請書の訂正方法の簡略化、申請書提出期限の延長)

※「支払い手続きに関する協議会」は今後も継続

(参考) 国内産ばれいしょでん粉工場(平成20年度)北海道

※は農協系工場



(参考) 国内産かんしょでん粉工場(平成20年度)鹿児島県

※は農協系工場

